

# 第201回

---

## 杉並区都市計画審議会議事録

---

令和4年(2022年)10月21日(金)

会議名		第201回杉並区都市計画審議会
日時		令和4年(2022)年10月21日(金) 午1時58分～午後3時39分
出席者	委員	[学識経験者] 村上・河島・関口 [区 民] 二見・渡辺・飯田・大川・小野・田中 [区議会議員] 野垣・堀部・松浦・井原・けしば・岩田 [関係行政機関] 岡田・弘中
	説明員 (区)	[都市整備部] 都市整備部長・土木担当部長・都市整備部管理課長・都市企画担当課長・市街地整備課長・狭あい道路整備課・みどり公園課長・みどり施策担当課長 [環境部] 環境課長 [産業振興センター] 事業担当課長
傍聴	申請	4名
	結果	4名
配布資料		<p>◎次第 ◎席次 ◎議案資料 ◎意見聴取資料</p> <p><b>[議案]</b> 議案1 東京都市計画生産緑地地区の変更について(案)【杉並区決定】 *参考資料1: 手続きの概要 *参考資料2: 行為制限解除の経過 *参考資料3: 現況写真 *参考資料4: 生産緑地の動向</p> <p><b>[意見聴取]</b> 意見聴取1 特定生産緑地の指定について *資料1: 特定生産緑地指定(案)全体位置図 *資料2: 特定生産緑地指定(案)一覧表及び指定図</p>

## 第201回杉並区都市計画審議会

(午後1時58分 開会)

管理課長

それでは、時間前ですけれども、本日出席予定の方は全員おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

本日もご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻前ですけれども、都市計画審議会の開催をお願いしたいと存じますが、開催に先立ちまして、会議の成立等、ご報告させていただきます。

本日は、中井会長、入江委員、北委員、大原委員から欠席との連絡を頂いております。都市計画審議会委員21名のうち、現在、17名の委員にご出席いただいておりますので、第201回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

なお、本日は会長が欠席されておりますので、議事進行は杉並区都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、職務代理者であります村上委員に会長職を代行いただきますようお願い申し上げます。

また、本日の都市計画審議会の運営に関しましてご連絡申し上げます。議事の説明もしくは議事の答弁等は、コロナ感染症対策の関係で、着座にてご説明させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、開会宣言のほどよろしくお願いたします。

会長職務代理

それでは、村上でございますが、本日は会長が所用により欠席でございますので、会長の職務を代行させていただきたいと思います。

ただいまから第201回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

管理課長

それでは、本日の署名委員のご指名をお願い申し上げます。

会長職務代理

堀部やすし委員をご指名したいと思います。署名委員としてお願いできますでしょうか。

それでは、よろしくお願いたします。

本日は、傍聴はどのようになっておりますでしょうか。

管理課長

本日は4名の方から傍聴の申出がございまして、受け付けしております。

なお、3名の方から会議を録音・録画の申し入れがございまして、許可の願いが出されておりますので、よろしくお願いたします。

会長職務代理

それでは、ただいま事務局から報告がありました傍聴人からの録音、撮影に

についての許可はいかがでしょうか。これまでも記録目的の録音、撮影は許可しているのですが、いかがでしょうか。

委員

座ったままで失礼させていただきます。前回、7月15日の都計審でも私は発言をさせてもらいましたが、録画については疑問を持っています。

今、三脚で録画装置がこちらを向いていますけれども、あれをお持ちの方は今撮影をされていますか。撮影をされているんですね。マルというのはどういう意味ですか。

撮影しているんですか。

事務局にお聞きします。今、会長代行が撮影の許可についてどうするかということをお話しているわけですが、既に撮影をするということについて事務局はどのようにお考えですか。

管理課長

受付のほうでも申し上げておりますけれども、撮影の申出があったということで、現在、審議会に撮影の許可の審議をしていただいておりますので、審議会の許可が出た後で撮影等を始めていただきたいということをお願いできればと思っております。

会長職務代理

それでは、一旦止めていただいて、戻していただいて……。

皆さん、いかがでしょうか。録音・録画のほうはよろしゅうございますか。

委員

その話は、管理課長のほうから事務局の方を通じてだと思いますが、今回、撮影許可があってから撮影はできるんですよということをちゃんと伝えておられるんでしょうか。

管理課長

伝えさせていただいているところでございます。

委員

ということは、既に撮影を開始していたというのは、お名前は分かりませんが、傍聴者の方のちょっとフライングであるということになると思います。そういうことがないように、ぜひお願いをしたいと思います。

それで、前回、私がこの話を問題提起させていただいたときに、私と同様な意見を述べられた方はほかにも2名いらっしゃって、それとは反対に、区民の傍聴に来られた方を信頼したいという意見も反論としてあったんですね。最終的に会長は、あくまでも記録目的ということでこれまでも許可してきたので、当日については認めていきたいと思う。ただし、事務局のほうには、区の他の審議会等も含めて少し検討いただければと思うということが、既にホームページにアップされている議事録に載っています。事務局はどのような検討をされて、どういう結論を得られているのか教えてください。

管理課長 現在、各審議会がございます。各審議会とも公開という形で会議を運営させていただいております。そうした中で、録音・録画については公開という立場から認めているという考えでございます。

委員 公開という立場から認めていると。公開と録画、録音が全く文脈的に、公開ならば当然認めるというようなニュアンスで今説明があったように聞かれますが、私は違うと思うんですね。公開ということについてしっかり担保した上で、さらに録画、録音をしてもいいかどうかというのは各審議会で決めるべきことで、だからこそ本日も議長からお諮りがあったはずだと思うんです。今の事務局からの説明は、私はちょっとおかしいんじゃないかと思います。

管理課長 言葉足らずで申し訳ありませんでした。公開という立場から、事務局のほうでは撮影許可が出されていて、それは受けています。ただ、認めるのは、受け付けのときもお話ししておりますけれども、会議の中で決めていただければと思っておりますので、ちょっと言葉足らずで申し訳ありませんでした。

委員 ということで、公開だから当然に、それから、これまでもやってきたから当然に認めるべきだという立場には事務局は立たないでいただきたい。それはちょっと偏った考え方だと。前回、それに対する違う意見が委員から実際出されているわけですから。なおかつ会長からも改めて検討してほしいという話があったわけですから、今のお答えだと、何か検討していただいたのか聞いていないのかよく分からない状態かなと私は思います。

さらに、この辺でその辺の事実確認は終わりますけれども、前回、都計審の後、その録画された映像が一体どのように使われているのかなと思って、ツイッターをちょっと検索してみました。いっぱい出てきました。ツイッターで「杉並区都市計画審議会」というふうに検索ワードを入れると、その7月15日直後にはそれこそいろんな形で出ておりました。そして、映像も出ていました。

そのツイートの中には、録画許可について疑問を述べた私を含む3委員、その当時、3委員がやはりそういうことはちょっと考え直すべきかもしれないという意見をそれぞれに発言されたわけですがけれども、その3委員をツイッターの中で名指しして、「区民を侮辱し、排除する発言だ」ということを文字に書いておられました。そして、映像はここにありますがという形で、そこに映像が見られるようにする、そういう動画を貼り付けているものもありました。

実はその動画は、そのときはすぐ見られたんです。クリックすると見られた。今は非公開設定がされたようです。それをクリックすると、アクセス権につい

て所有者から許可を得る必要があるから、ログインしてくださいという表示がツイッターの仕組みとして出されるようになっていきます。掲載された方がちょっと慎重になられたのかなと、そんなふうには感じています。

さらに、その名指しして映像もアップしたツイートに反応して、別の引用ツイートがなされていました。その文面をちょっと読み上げますと、「正当な手続きをもって撮影していた区民、主権者に対する想像を絶する言語道断の大暴言。発言撤回と謝罪を求め、断固抗議する」、そういう引用ツイートもなされています。

大体、さっきも確認したように、そもそも許可するかどうかを決めるための議論の状況を撮影していること自体、許可されないうちから撮影を開始していたことを明らかに示しているわけです。ですから、正当な手続きと言えるものではないという、その辺はこの方は多分分からないんですよ。何も分からない中で、逆に私は極めて侮蔑的な発言だと。決めつけてですね。内容も全然分からない、その前後の発言も見えない、そういう方がこういうことを言うようになる。ツイッターというのは本質的にそういうような反応を引き起しやすいものだと。煽られやすい、そして、燃え上がりやすいものだという危険性を持っているということは、どこかの国の政治状況を見ても皆さんも感じておられるんじゃないかと思いますが、そういうことが容易に起こり得るのだらうと思うわけです。

録画許可がもともとされていないうちに撮影されたものを引用してこういうツイートがなされ、そして、さらにそれを引用するような形で、私ども委員をそれこそ侮辱するようなツイートがなされるということについて事務局はどのようにお考えですか。

管理課長 会議の記録のために許可するという話でありますので、会議の記録のために適切に使用していただきたいとは思っております。

委員 今ちょっとはぐらかすようなお話でしたけれども、あまり適切な録画の使用形態だとは考えておられない、受け止められないということでしょうか。

管理課長 やはり個人を名指しして指摘するような形で使うということではもともと想定していないというふうには考えております。

委員 ありがとうございます。その辺の考え方、受け止め方については、私も当然そういうふうには思っているわけですが、事務局もそういうことを共有してただけそうだなと今思っ、少し安心をいたしました。

本当はこの後、私は会長に質問をしようかと思っていたんです。今日は欠席なのでできないんですが、会長は録画許可に当たって、あくまでも記録目的ということで許可するという発言をされているんですね。その「あくまでも記録目的」という「記録目的」とは一体何ぞやという、その話が私は極めて曖昧な部分があるのかなと。今回のようなツイッターで引用する形、掲載するようアップして、それをまた引用されるような使われ方、これはそのもとになった録画があくまでも記録目的に該当するのかなどうか。私は明らかに違うんじゃないかと。攻撃のための材料に使われたというふうに理解します。だから、このことは本当は会長にただそうと思っていましたが、今日は残念ながらそれはできませんので、次の機会にそういう機会があれば、改めてお尋ねしたいと思います。

今のような事実関係を踏まえて、私がどういう考えを持っているかということをお願いしたいと思います。自分の主張と異なる発言をした審議会の委員に対して、顔の分かる録画映像を使って、個人名と顔を特定しながら発言を一方的に批判し、それを煽るような行為は自由な発言に対する録画映像を使った不当な圧力にはかならないと私は考えます。都計審としては、会議の公開性はしっかり担保しつつ、傍聴者による録画映像についてこのような使い方がなされないよう何らかの歯止めをかける必要があるのではないかなというふうに考えています。

ここまでで、じゃ、どうすればいいかというのは後ほど私の考えを述べることにして、私の意見はそういうことです。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

会長職務代理

皆さん、ご意見いかがですか。

委員、どうぞ。

委員

前回の録画公開について、見識ある委員の方からのご意見が今ありました。私は録画と公開の違いについて、ちょっと今お話を聞きながら考えていたんですけども、ただ、現状の制度として、傍聴はいいよと。だけれども、中継はネットではないよとか、それぞれのレベルといいますか、段階があると思うんですね。恐らく区自身が区の審議会ですから公開して、例えば中継をするよという形であれば、傍聴人の方はあまり録画の必要はないんだと思うんですね。ただ、ここで認めていいですか、はい、いいですよというふうに大体になるので、最初から撮っているよみたいな、そこはもしかしたらおかしいのかなと

思われるという意見ですけれども、やっぱり前回は特に都市計画マスタープランと新しい区長の就任ということで、かなり注目された審議会になっていると思うんです。

それで、公開についてだけでもいろいろな議論があつて、それについて、じゃ、決まっていることがあまり理解できていなかったり、分からない区民、傍聴者もちろんいらっしゃると思います。事前に議会でも、こういう審議会でも、注意書きみたいなものをお渡ししたり、事前に説明したりはすると思うんですけれども、この場で公開についてとか、録音の許可について議論することは別に私はあつていいことだと思うんですけれども、それから、ツイッターですとか、いろんなSNSがありますけれども、そこに対する危険性を感じているというのも、もちろんそれぞれの委員の皆さん、意見をお持ちだと思います。

ただ、委員からもそうですし、それを見たり聞いたり、興味を持って接していく住民、有権者の方、そこの方たちの発言や評価というのも私は守られないといけないのかなと思つていて、なので、両方の主張がどのように一致していくのかというところは、もしかしたら今後この場で、もしくは、ちょっとごめんなさい。私、制度があれなんですけれども、始まる前にここは撮らないですよみたいにして、ちょっと議論をしたりとかいうことがあつてもいいのかなとは思っています。以上です。

会長職務代理 今の委員のことを事務局からお答えいただいてもいいんですけれども、一応ここで許可しますかどうかという諮問をしてからとなっているわけですから、それより前に録画を始めるというのはフライングですね。それは確かなことだと思います。

委員 そうしたら、会長職務代理さんのご意見はそうだということですね……。

会長職務代理 意見というより、そのようになっているんです。

委員 決まりとしてということですよ。

会長職務代理 はい。

委員 そういうこともこうやってお話しいただいて、私自身が今意見したのは、別に事務局に答えろとかいうよりは私の意見として、だから、私は今回の動画の撮影についてはいいのではないかと思つています。

会長職務代理 ほかにご意見ございますか。

委員、どうぞ。



委員

議論を重ねるというよりも、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

前回、私も意見をした趣旨としては、ルールがある以上、ルールに従いましょうということですね。そして、ルールに違反した場合には、例えば表現とか、民主制に関することとして、ルールから外れてしまうと、そういうことをした方がほかの方に大変なご迷惑をかけるということは大前提として認識していただきたい。

前回で言うと、あくまでも記録目的、先ほど委員からご指摘がありました、記録目的の範囲、目的をどこまで捉えるのかという問題はありますが、記録目的で撮影を許可しましたと。許可というのは、原則禁止で、認められた限りで可能となるものです。そうすると、まず、許可が出ていない段階での録音・録画、これは言語道断ですね。

それから、許可が出された後で録音・録画した、これはいいとして、これが流布しているというのは目的外の使用です。そうすると、じゃ、これをやったのは誰なのかという犯人探しを当審議会としてするのか。そうすると、その方は出入り禁止になる可能性があるけれども、よいのか。そこまで考えて録音・録画して流布したのか。恐らくそういうお考えまで至らずに流布していらっしゃるんだと思いますが、まず、そのような確信があるということは大前提としていただきたい。

ここは区議会の議会とは違います。区議会の議員さんは選挙で選ばれていますけれども、私たちが職業としているのは選挙ではありません。日々勉強してきていること、それから、こちらにいらっしゃる方はそれぞれの社会的地位でここにいらっしゃいます。選挙でないところで何か情報が流布されて、それが一瞬で崩れる、これはおかしいと私は思います。

もう1点加えると、その点のルールは杉並区の審議会ではどうなっているのか、ここはもう1度事務局に確認していただいて、明らかにしていただきたいと思います。議会と審議会とは別。私たちは専門知識なりを持っているから来ているわけです。選挙のために来ているわけではありません。

会長職務代理  
管理課長

じゃ、事務局のほう、どうぞ。

ルールという明確に決められているものは今のところありません。現在、傍聴の申込みの中で、録音・録画の申込書がございまして、許可の願いが出ましたということで会議に報告をさせていただいて、その申込みに対して許可しますかという話をさせていただくと。それで、いいですねということで、録画、

録音という流れになっております。

その二次使用とかというところまでは特段細かく規定を決めているものではないかもしれませんが、記録目的という形、会議を記録するという目的から申請を出させていただいて、許可の申込みをして判断していただいているといったところまででございます。

委員

私もたしか条例、規則を前回確認させていただきましたが、会議は公開していると。そして、記録、録音・録画等については、会議の許可を得て行うことができるかとされているわけですので、そうすると、許可した際の条件をきちんとお守りいただかないとならない。こういうルールを破った方がいらっしゃると、じゃ、今日どうするのと。破った方が出てくる可能性があるのであれば、私は録画は嫌ですということをおかしくないわけですし、そうなりかねないわけですから、私がお伝えしたいこととしては、ルールはきちんと守っていただきたいということでございます。

会長職務代理

前回、会長が記録目的という条件をつけられて、それについて二次使用することについての許可とか、そういうのは事務局にありましたか。そういう使い方をしていいですかという問い合わせはあったのでしょうか。

管理課長

特段ございません。二次使用というのはどこまでが二次使用かという問題も多分あるかなと思いますけれども、特段二次使用の許可ということはありません。

会長職務代理

今の答えだと、二次使用してもいいということですか。

管理課長

二次使用というのがどういう範囲かは規定が分からないのですけれども、やはり会議の記録、記録目的で認めているというところまででございます。それをほかで、今言ったように切り取ってとか、そういうようなことを認めているものではないです。

会長職務代理

もう1人ご意見がございました。委員、どうぞ。

委員

私も、両委員の意見に同感なところがあります。前回の場合、ここで会長が記録目的のためということで許可しますとおっしゃいましたけれども、実際はそれより前にカメラが回っていたわけですし、そのカメラはユーチューブでライブ配信されておりました。最初から最後まで。だから、記録目的がどういうことなのか全く分からない。

そういう意味では、ここで傍聴あるいは撮影、記録ということを審議しましたけれども、そういうことが全く関係なく、好き勝手なことをやられているわ

けなので、全く無法地帯だったんじゃないかというぐらいに思っています。ですから、そういうところはきちんとやっていただきたいと私は思います。

会長職務代理

これを延々と議論すると時間を食ってしまうので、今日出た意見を踏まえて、ルールはどういうものだということを次回までに明快にさせていただいて、今日の録画をどうするかというのはありますけれども、もし例え許可したとしても、その使用についてはその新たなルールに沿って使用していただくということで行いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員

前回の都計審で、私など3人の発言に対してツイッターなどで録画映像を使いながら、いい言葉で言えば批判、悪いというか、きつい言葉で言えば攻撃を受けたということに焦点を絞って今日はお話をしているんですが、私は、前回はそんなことを言うつもりの前に、ずっとこちらにカメラを向けて顔を撮られるというのは、やはり私自身、自分の顔がどこでどう流されるか分からないというのは、さっきから出ていますけれども、議員さんとか、そういうご商売をやっていれば別かもしれませんけれども、私たちの一般市民的な感覚からすれば、それは正直言ってあまり気持ちよくない。それは何かというと、変な使われ方をするかもしれないという恐れを抱かざるを得ない。現代社会はそういう社会なわけです。

そういうところから、肖像権の話というのは実定法で明確に定義されているわけではないと思いますけれども、みだりに映像を撮ってテレビに映したりするのはやはりまずいというのがあるから、今のテレビなんかは一般群衆を映しても、ぼかしを入れたりするようなことをやっているわけですね。そういうことが全く野放しにされてしまうような傍聴者による録画許可ということ自体、私はちょっと考え直すべきじゃないかと。初めはそういう意見だったんですよ。それが案の定という形で、今回、ツイッターで流布されるような話になった。

さっき委員はそれを、傍聴者の方のご意見もお聞きしながら決めていくべきだみたいなお話をされていましたがけれども、私は違うんじゃないかと。今のルールは、審議会の中でどう扱うかは審議会で責任を持って決める。もし傍聴されている方がそれは違うだろうというならば、それは審議会の運営として、審議会全体に対して意見を言ってくればいい話であって、この審議会の現場で傍聴人の方が発言してワーワー言うとか、そういうことはこれまたやっぱりルール違反。そういうことを助長するようなことはおかしいと私は思います。

で、今日どうするかということですがけれども、正直言って、少なくとも会長

がおっしゃったような、記録目的でないようなツイッターの使われ方が現実に行われてしまったということからすると、前回と同じように録画を認めるのは私ははっきり言うておかしいと。こういう事態を避けるために今までどういうことが行われていたか。私が関係した昔の仕事でのやり方というのは、よくあるのは冒頭頭撮りということで、出席者の顔もそのときは映してもいいですよと。何の発言もしていないんだけど、どういう方が出席されているかということも映してもいいですよと。報道機関などに対してそういう許可を出して、冒頭の頭撮り撮影タイムが終わったら、後は録画はご遠慮ください、やめてください、そういうやり方があります。私はそれでいいんじゃないかと。

問題は録音をどうするかということなんですけれども、私は比較的録音はあまりリジットに考えなくてもいいかもしれないと思うんですけれども、このようなツイッターの話があったからには、一定の歯止めは必要かもしれないなと思います。その録音によって、区が公表する議事録があるわけなんですけれども、その議事録を引用するのであれば、それは問題ない。議事録を部分で引用しても、その前後にどういう発言があったかというのは区のホームページを見れば確認できるから、それは部分引用でも構わない。だけれども、録音したときにその直後に部分引用されて、言葉尻を捉えて批判、攻撃する、それはやっぱりおかしい。だから、録音を許可したとしても、文脈全体に対してそれを引用しないで、部分で引用して批判をするようなことは禁止だと。録音にもそのぐらいの歯止めをかけるべきではないか。それが私の意見です。

委員

長くなってしまうということで、短めに。前回、私、発言したということで、発言させていただきます。

私も両委員とほぼ同意見なんですけれども、これは法的に、このツイッターとかICTを利用した犯罪が今非常に多くなっていて、我々議員の選挙に関しても、選挙期間中に、今までであれば選挙違反だったことが、このツイッターの技術の革新のおかげで、それが違反じゃないというね。要するに、100人集まって選挙を妨害しても、ツイッターとかで個人で集まったら妨害じゃないというふうにならなくて、それに対しては今警察は何もできないような状況になっているんですね。

それで、この件も、言ってみれば法の不備、まだ時代が追いついていないのかなと思っていますので、この辺は国が何とかしなきゃいけないんだろうなと思いますけれども、この都計審としては、このままだと自由闊達な意見

が出ないだろうと私は思いますので、私は委員の意見に賛同です。

会長職務代理　　そうしましたら、今、委員からご提案があった話に反対の方は委員ですか。  
ほかにはいらっしゃいませんか。

委員　　反対というのは、どっちを……。

会長職務代理　　委員に反対。

委員　　要するに、今日は撮影、録音は禁止するということですか。

会長職務代理　　そこもやりますか。

委員　　そういうことではないんですか。

委員　　それもやらないと。それははっきり決めないと、ルールなきままの世界になりますから。

私が提案しているのは、今、録画装置がありますから、あれは録音もできる。それならば、頭撮りだけはいいですよと。議事の具体的な内容に入る前に席を移動しても構わないから、頭撮りはどうぞ、顔写真をざっと一通りお撮りになるのはいいです。こういう方たちが集まって議論した、こういう方たちは欠席されているので、ここにはいらっしゃらない、そういうのは確認できるようにして、そして、その後は録音だけに切り換える。ですから、録画装置のカメラのほうは例えば天井でも向けていただいて、音声だけ収録できるようにしていただく。

そして、その録音はあくまでも記録目的ということですから、地域の勉強会でお使いになるとか、そういうことは当然あるでしょう。それは二次使用だとは私は思いません。そういうことはあってしかるべき。ただ、その録音された文言をテープ起こしのような形で書き起こして、こいつは発言の中で気持ち悪いと言った、けしからん話だ、何が気持ち悪いだ、区民に対する侮蔑だというようなツイッターで行われた取り出し方をして、それをツイッターのような媒体で流布するというのはおかしい。それはやるべきではない。

前後の発言が一体どうであったのか。別に私、傍聴者の方が気持ち悪いなんて一言も言っていないですからね。自分が顔を撮られるのが自分自身が気持ち悪いと言っているだけなので。そういうような話が全く誤解を持って受け止められかねない。そういう状態は避けなければいけませんから、収録された音声情報は使い方についてここで一定の歯止めをかける。使用する場合は、文脈が分かるような使い方を必ずしてください、それを逸脱した場合は違反ですと。それは後でペナルティを課す場合もありますよというようなことも申し上げて

もいいかもしれない。ペナルティというのは、以後、立入禁止ですというようなことを言ってもいいかもしれない。

そこまで言うか言わないかは別にして、今日の仕切りとしては、私としてはツイッターで前回の都計審の後、大変不本意なことが行われているのですから、少なくとも今日のところは頭撮り許可、以後録音のみ。そして、録音に対しては一部の言葉尻だけ捉えて何か批判に使うとか、そういうのは認められない。何かに使う場合は、必ずその方の発言した文脈全体が分かるように使うというルールでやってくださいというなら、私は今日はそういう条件の下で録音・録画するということは認めていいんじゃないかと思います。

会長職務代理 　　それでしたら、今、委員が言っていた内容で決をとりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員 　　ちょっと整理させてください。録画が禁止ということですね。で、録音は許可するということですね。

会長職務代理 　　そうです。

委員 　　録音のその使い方は……。

会長職務代理 　　使い方については条件をつける。

委員 　　その条件がよく分からないんですが、一応皆さん、お集まりになっている方は、委員に委嘱されることで特別職公務員として仕事をされているわけなので、そこで出た発言について全く無責任でいいということには恐らくならないと思います。

では、その発言に対してもう一切批判を認めないというような決定をここですることに対するちゅうちょが少しありますが、そのあたりどう整理したらよるしいですか。

委員 　　私は、何か意見を述べるときに、例えばこういう発言がそのときの審議会ではありましたということ、録音したものを使って自分の意見を述べるというのはあっていいんじゃないかと。ただ、そのときに言葉尻だけ捉えて、発言の本当にごく一部、限定的なものだけ捉えて、こいつはこう言った、あいつはこう言った、けしからんとか、そういう引用は本来あってはならない。やはりその人の一連の発言、全体の文脈、意味が、何を発言しようとしているのかというのを前置きから結論まできちんと分かるような、そういう引用をして、もし引用して何か外に発表するようなことがある場合には、そういう引用であれば別にそれを禁止することはない。そういうような意味で提案をしています。そ

ういう録音の使い方はいいんじゃないか。

あと、録画ということも、私は全部禁止してもすっきりしていいかと思うんだけれども、今後のこともあるので、私が録画で提案しているのは、最初に会議の出席者の状況を、発言していない段階で撮影して、それを会議に入る前の頭撮りと言いますけれども、その頭撮りまでは許可するけれども、会議に入った後のやり取りについては、これの録画は禁止させていただく。私の提案はそういうことです。

委員 今の二次使用のことについて、違う見解で出すのがという話ですが、それを制止するのは現実的に無理だと思うんですね。やりたい人はその人の主観で勝手に流すものなので。私は、音声に関しても二次使用は禁止のほうがいいと思います。

というのは、後々に公開されるわけですね。そこをとるのであれば何も問題ない話で、公開されていないわけではない話なので、私は二次使用はもう全面的にだめだということにしないと、どっちにしろこういうことは起こるんじゃないかなと思います。

委員 私の案として整理させていただくと、本日の傍聴に伴う録音・録画の申出について、録画は認めない。録音については認める。ただし、録画、録音したものについては、いずれも第三者に対する流布、不特定多数の第三者が閲覧、視聴可能な形での配布はこの会としては認めていないということを明確にした上で決をとるということになります。それとは別に、委員のおっしゃった、冒頭の部分の頭撮りの要望があった場合は認めるというふうに整理できるのかと思いますが、いかがでしょうか。

会長職務代理 今日はもう最初回ってましたからね。今日はもう頭撮りも必要ないと思います。

委員 休憩を求めます。

会長職務代理 休憩？

委員 必要ないんじゃないですか。

会長職務代理 必要ないじゃ……。

委員 大事な問題なので、休憩していただいたほうがいいんじゃないですか。

委員 休憩して何をするんですか。

委員 休憩したら、撮影をストップできるじゃないですか。

会長職務代理 そんなことない……。 もう止めてもらっているから。

委員 私は休憩を求めたいんですけども。

会長職務代理 理由が分かりません。

委員 この問題について、恐らく議決で、採るとか、採らないとか、動画はオーケーとかということが決まるわけですね。

会長職務代理 今、ここの場で、先ほど決を採るのはよろしゅうございますかと言ったらちょっと意見が出たけれども、決を採ることに反対の方はいらっしゃいますかともう1回聞きますから、なければ決を採りたいと思います。

委員 じゃ、休憩も決を採りますか。

会長職務代理 最終的にはそうでしょうね。

会長職務代理 じゃ、この場で休憩したほうがいいと思われる方。  
(賛成者挙手)

会長職務代理 お一人なので……。

委員 じゃ、1つだけ事務局に質問、よろしいですか。

会長職務代理 質問ですか。どうぞ。

委員 すみません。先ほど審議会の運営についてとか、傍聴についての見解があったと思うんですけども、例えば議会とかでは秘密会みたいなことがあるよという記載はあると思うんですけども、審議会についての条例、法令みたいなものの中で、一応今、情報公開だったり、いろんなことが新区政の下で変わってきていると思うんです。私は、今、決を採って、動画撮影だったり録音について何かしら制限をかけるなり、運用を変えるということは民主主義に関わる問題ではないのかなと思ってまして、それで、そこについてこの審議会で決を採って決めるということは特別問題はないということによろしいですかね。

管理課長 先ほどから何回かご答弁させていただいておりますが、許可については審議会の中で決めていただくという形になっておりますので、それはやむを得ないというか、問題ないかなと思っております。

会長職務代理 それでは決を採らせていただきますが、よろしゅうございますか。

委員 では、本日の録音・録画の申出に対して、録画は許可しない。録音は許可するけれども、使い方については十分な配慮等、いろいろまだルールが明快ではありませんから、事務局に問い合わせさせていただいて、大勢の人に流すような形のものはこの場では許可しないで、事務局に問い合わせた形の使い方をお願いしたいというのはどうでしょう。

委員 ちょっと議事の整理の仕方として提案でございます。



まず、3つに採決を分ける。そして、まず1つ目は録画を許可するかどうかで、録画を許可する、しないというのを採っていただく。次に、録音を許可するかしないかということで採っていただく。そして、録音が認められた場合に、それをインターネット等、不特定多数に対して配信することを認めるか認めないかということの3つで採っていただく。その上で、録画が無理であれば、頭撮りをするかどうかについて。だから、さっき3つと申しあげましたけれども、4つですね。

会長職務代理 それでは、今の決の採り方でよろしゅうございますか。一気にやるのではなく、1つずつということになりましたので、よろしゅうございますか。

では、録画について本日許可しないということに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理 多数でございます。

よろしゅうございますか。事務局、数えました？

もう一度お願いします。許可しないということで。

(賛成者挙手)

管理課長 11名です。先ほど言ったように今日17名参加しておりますので、過半になっているところでございます。

会長職務代理 分かりました。ありがとうございます。17名のうち11名ですね。

じゃ、録音のほうにいきたいと思います。録音を許可しないことに賛成の方は手を挙げてください。「しない」ですね。——じゃ、逆にいきましょうか。録音を許可するという……。

委員 録音を許可しないと録音はできませんよね。その許可を受けて、録音したものを第三者に流布するような形で配信するのはだめだというのが3番目の提案です。ですから、2番目では一旦録音を許可する。ただ、その許可された録音に対してそういう停止条件をつける。使用の停止条件をつけるというのが3番目の提案ではなかったかと思うので、2は一旦録音をするのは許可するほうに賛意を示して、その上で3番目で、一体の提案のように私は思いますけれども、録音されたものの使用方法については、第三者の方に流布するような形で使用することについては禁止する。こういうのがご提案ではなかったかと私は理解するんですがね。

会長職務代理 だんだんややこしくなりましたけれども。

じゃ、録音についてもう1度問い直しますね。  
録音について許可するという方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

管理課長 11名でございます。

会長職務代理 そうですね。そうすると、許可することになりますね。  
許可した場合に、その二次使用についてですが、流布することについて慎重にやるというルールを設けることでよろしいですか。

委員 それはとりあえず禁止する。

会長職務代理 大勢の方に流すとかいうことは禁止することについて賛成の方。

(賛成者挙手)

管理課長 9名でございます。17名ですから、9名で過半です。

会長職務代理 流し方についていろいろ今問題があるかもしれませんが、少しこれは事務局のほうでも検討していただいて、今日のところはそういうルールで決めたということで。前回、そのようなルール違反ととれることがありましたので、今回については特に決めさせていただいたということで、次回からのルールについてはもう少し検討したものをお出しいただくということでよろしゅうございますか。

委員 提案だと、もう1つ決があったと思うんですけども。4番目が。

委員 申請があったら頭撮りを認めるかという。

会長職務代理 頭撮り……。でも、録画はしないんだから。

委員 いえ、録画しない前提で、最初だけ。

会長職務代理 ああ、しないから。しないけれども、頭撮りだけ許す、ですか。

管理課長 ルールについては、全部が全部事務局でということでもないと思いますので、ある程度ルールのやり方についてはご提案をさせていただいて、審議会の委員の方々の意見も聞いて、その中で決めていきたいと考えております。

会長職務代理 今後のルールはね。今後についてはまた決めるということで、今日のところは今決めた内容でやっていただくということです。

頭撮りをします？ 許可します？

委員 要望があれば許可すると。

会長職務代理 頭撮りの要望がありますか。

要らないんですね。

要望はなかったということで、そのことは審議しないことにいたします。

以上でございます。ちょっと長くなってしまいましたが、議事に入りたいと思います。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

管理課長

本日の議案は2件でございます。

1件が審議事項でございます。「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、もう1つが意見聴取事項、「特定生産緑地の指定について」でございます。

資料はあらかじめ送付しておりますが、お手元でございますでしょうか。

会長職務代理

よろしゅうございますか。

それでは、議事に入ります。議案の説明をお願いいたします。

みどり施策担当課長 それでは、生産緑地地区の変更についてご説明させていただきます。

説明の前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。いずれも左とじの議案1と参考資料でございます。

まず、議案1でございますが、表紙をめくりまして、片面印刷の「東京都市計画生産緑地地区の変更（杉並区決定）」が1枚、次のページが片面印刷の新旧対照表、次がA3を折り込んだ色刷り印刷の総括図、今回変更する生産緑地地区の大まかな位置を示した位置図でございます。そして、最後に、A3を折り込んだ計画図が1/3から3/3まで、白黒の両面印刷となっております。

次に、参考資料でございますが、表紙をめくりまして、資料1としまして、手続きの概要を一覧表にしたものが片面印刷で1枚、次に資料2としまして、今回変更する各生産緑地地区の行為制限の経過を一覧表にしたものが片面印刷で1枚、次に資料3としまして、カラー刷りの現況写真が片面印刷で1枚、最後に資料4としまして、平成4年以降の区内の生産緑地地区の動向が両面印刷で1枚、片面印刷で1枚の合計2枚となっております。資料についてはよろしいでしょうか。

会長職務代理

はい。担当課長どうぞ。

みどり施策担当課長 では、説明に入らせていただきます。

本年7月20日、都市計画法第19条第3項に基づき、都知事に対し都市計画変更の協議を行い、都からは意見なしという旨の協議結果通知書を8月22日付で頂いてございます。その後、都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧を9月16日から9月30日まで2週間行いました。なお、縦覧に伴う意見書の提出はございませんでした。

以上のような経過を踏まえまして、本日、議案として諮問するものでござい

ます。

それでは、議案1についてご説明いたします。

議案1の表紙をめくっていただきまして、第1、「種類及び面積」でございますが、今回、生産緑地地区を約30.76ヘクタールに変更いたします。第2の削除のみを行う生産緑地は今回3件でございます。位置及び区域については表に沿ってご説明いたします。

まず、地区番号93は、久我山4-42、計画図が1/3ページの中央部、93の表示のある黒塗り部分でございます。既指定面積、3,800平方メートルのうち、今回その一部である2,520平米を解除するものでございます。削除理由は、主たる従事者の死亡により、令和3年8月23日に買取り申出がなされたものでございます。

次に、地区番号94は、宮前3-2、計画図は2/3ページの中央黒塗り部分でございます。既指定面積は2,170平方メートルのうち、今回その一部である1,810平米を削除するものでございます。削除理由は、主たる従事者の死亡により、令和3年5月27日と令和3年7月26日に買取り申出がなされたものでございます。

削除の最後、地区番号139は、高井戸西1-2、計画図は3/3ページの中央黒塗り部分でございます。今回、地区の全部を削除するもので、削除面積は約1,320平方メートルでございます。削除理由は、主たる従事者の死亡により、令和3年11月11日に買取り申出がなされたものでございます。区が買取りを希望いたしましたが、買取りに至らなかったものでございます。

以上、今回、削除のみを行う生産緑地地区は計3件、削除面積は5,650平方メートルでございます。

私から最後に、議案1の2枚目、新旧対照表をご覧ください。今回変更する4か所の内訳を地区番号ごとに表にしております。変更前は124件で約31.33ヘクタールが、変更後は123件で約30.76ヘクタールとなっております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま説明された内容について、質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

なお、質問、意見は議案に関する範囲でお願いしたいと思います。それでは、委員、どうぞ。

委員

よろしく申し上げます。

ちょっと質疑に入る前に、本日、録画と録音についての解釈が本日のみ限って変更されたということと、あと、ちょっと事務局に要望がありまして、当審議会の日程の調整についてなんですけれども、私、議会で都市環境委員会に所属しておりまして、本日、コロナ禍ということもあって、数年ぶりの委員会視察が入っておりました。前回の審議会の終了時に、本日の審議会の開催日程が未定だということでしたが、今回の通知が来たときに視察の日程と重複していることが分かりました。

委員会の視察の日程のほうは通知よりも先に決まっています、私はどちらに出席すべきか大変迷って当審議会に出席しているんですけれども、ほかにも都市環境委員とこの当審議会委員を兼ねている議員もいらっしゃいます。大変お忙しいことは承知なんですけれども、議会も審議会もどちらも重要ですので、開催日程については事前に議会事務局のほうとも調整をしていただければと思っています、今後はぜひこういうことがないように要望したいと思いますので、よろしく申し上げます。

質疑に入ります。こちらの議案は都市計画生産緑地の変更・追加という内容なんですけれども、今回は追加がゼロで、一部削除が2件、全部削除1件ということで、減少の傾向ということだと思います。

2件が南部地域で、94番のほうは宮前で西荻地域になるんですかね。3件とも用途地域は第一種低層住宅専用地域で間違いないでしょうか。

みどり施策担当課長 93番と94番はほぼほぼおっしゃられるとおりに思うんですが、139番については放射5号線の北側です。具体的に言うと、総括図で見ただけであればよろしいと思うんですが、総括図の放射5号線の該当箇所で行くと黄色ですから、どちらかというとな隣商業地域に一部入っているかなと思います。

会長職務代理 139番は近隣？ 第一種じゃないの？

みどり施策担当課長 すみません。間違えました。第一種住居専用地域でございます。

会長職務代理 第一種住居地域、第一種住居専用地域、どっち？

みどり施策担当課長 第一種住居地域です。

委員

区内には公園や緑地が多い地域とそうでない地域があると思うんですけれども、私は区内全体の現存する農地とか緑地などの保全が大切だと思っています。それで、3件とも南側のほうということなんですけれども、公園や緑地についての地域特性とか、傾向みたいなものがありましたら区の認識を伺いたいので

すけれども。

みどり公園課長 委員おっしゃられたとおり、どちらかという、区の北側、南側に多く分布していて、特に中央線沿いについては公園緑地は少ない状況でございます。

会長職務代理 よろしゅうございますか。どうぞ。

委員 積極的に買取りをしていただきたいというのは毎回この場でも多くの委員さんがおっしゃっていることだと思んですけども、議案1の3枚目にある新旧対照表を見ますと、91と94は精査による減というふうに適用のところで書いてあって、この表現ってたまに見られるんですけども、これは、改めて今回の変更によって測量したら、ちょっと面積が違っていたということでもいいのか。

それと、こういった生産緑地地区における精査のタイミングというのは、指定されるときと変更されるときにするものなのか、それ以外にもされることがあるのか、ちょっと実務的なことで申し訳ないんですけども、確認します。

みどり施策担当課長 91番につきましては、93番の所有者の方が相続に当たって、相続財産の精査をする過程で面積が確定して変更になったというものでございます。大体、売買であるとか、相続を前提にしたときに、測量する際に面積が正確に出た結果、訂正を行う場合が多いかなと思ってございます。

会長職務代理 ほかには、よろしいですか。まだありますか？

委員 次に、資料2の「行為制限解除の経過」の表というのがその後ろにありますよね。

会長職務代理 参考資料ですね。

委員 それで、解除される3か所における事由及び経過が記載されていますけれども、一番狭い1件、139番の高井戸西を買取ることにしたというふうになりますけれども、ほかの2件を買取りしなかった理由を伺います。

みどり施策担当課長 私ども生産緑地の窓口として、区及び東京都を含めてこういった買取り申出がありますというお知らせをした中で、買取りをする旨の施設建設の予定がなかったということで、まずそれが1つあったのと、その後、農業委員会を通じて、この農地について引き続き農業をするために取得する方がいなかった結果、3か月たって解除をしたという経過でございます。

委員 買取ったほうの用途なんですけれども、公園やオープンスペースのための用地という理解でいいのか。

みどり施策担当課長 139番は区としては買取りの意向は示しましたが、価格が折り合わなかった結果、買取りはできませんでした。

会長職務代理 買取りは成立していないということです。

みどり施策担当課長 そのため、減になっているということです。

委員 区の公園整備のほうで基本方針があると思うんですけども、公園整備の目標とか課題の関係で、現状、どうなっているのかというのを伺います。

みどり公園課長 公園の整備目標としましては、区民1人当たり5平米を目標としております。

委員 今回のように身近な農地とか緑地が減っていくことは、緑地保全方針の記載にもありますけれども、区にとっても住民にとっても切実な問題だと思います。憂うべき事態かなと考えているんですけども、認識を伺います。

みどり施策担当課長 私ども生産緑地を含めて、緑地については可能な限りお持ちいただいて保全していきたいと考えてございますが、なかなか制度的に、相続が発生して買取り申出が出ていくときに、そういった緑地を確保する計画等ができていないと、すぐそういうふうにはできない場合もございます。

今後、計画的に緑地を5平米を目指してやっていく中でいくと、種地としては重要と思っておりますが、買取りに当たってのタイミングであるとか、価格の問題であるとか、これまでもそのときどきで取得できるときは取得してきていますし、今後もそういった機会を捉えて確保に努めてまいります。一気に何千平米を区として毎年取得していくというのはなかなか財政的にも厳しいと考えてございます。

委員 策定中のまちづくり方針、都市計画マスタープランとの兼ね合いなんですけれども、生産緑地は、みどりと水、景観、ゼロカーボンシティ、ユニバーサルデザインの方針に関わってくるものだと思います。岸本区長は前回この場で、策定に当たっては脱炭素、ゼロカーボンシティを強調したい、意見をみんな寄せてほしいという旨の表明をされていたと思うんですが、この都市マスの意見募集、17日で終了したんですけれども、生産緑地などに関する住民意見は出ていたのかどうか伺います。

都市企画担当課長 現在、意見の取りまとめを行っているところですので、詳細にお答えすることは困難な状況となっておりますが、生産緑地につきましては今後増やしてほしいであるとか、保全してほしいという意見があったものと認識してございます。

都市整備部長 冒頭、録音・録画での変更があったという趣旨のお話があったんですけども、あくまで審議会で決めるというところについては変更はございませんので、審議会のほうで審議した結果、変わったということでございます。

会長職務代理 いろいろ意見を頂きましたが、ほかに意見がなければ……。追加質問ですか。

委員 質問ではなくて意見なんですけれども、資料4の「生産緑地地区の動向」という表があると思うんですけれども、こちらにもありますように、平成4年から記載されています。30年間年々生産緑地地区が減少していて、今回は平成4年から比べると、64%にまで減ってしまっています。それで、保全方針でも、農地も昭和60年から平成26年の27年間で100ヘクタールから49ヘクタールに半減していて、杉並の農の風景は存続の危機としています。今はさらに危機的な状況になっているのかなと思います。

区ではこの間、公園整備などに取り組むなどして、緑地保全に向けて一定努力をしてきたと思うんですが、今回、この農地の減少とともに、地球温暖化や気候危機の面から見ても努力がなされたのかどうか、ちょっと疑問が残っています。

最後に、この議案に対して、清水地域に住んでおられる元保育士の女性の方から意見が寄せられましたので、紹介させていただきます。

私は、生産緑地に関心大です。近くにあった農家が2つなくなりました。農作業をする高齢者はギャンブルなどでお金を費やすことなく、みんなと畑で懇談することで家族や孫、農作業初心者の若者たちとも交流ができます。パチンコに行かなくなったり、ゴロゴロ病やうつ病が治ったと喜ぶ高齢者の妻がいるそうです。私は以前、井草の区民農園を借りていましたが、なくなってしまいました。民間が借りれば1か月何万円です。1人4,000円で参加するなどのパターンもありますが、お手伝いという感じだし、それだって高いです。子どもの育ちのため、農は必要と考える父母も多いです。先日は清水三丁目にある梅林で、若者や子どもたちが15人くらいで何か拾って楽しんでいました。

ということなんですけれども、主には区民農園についての意見だと思います。ちなみに、この方は農福連携農園については否定していなくて、いい取組だから、むしろ井草の区民農園を利用していた人にも事前に知らせたかったこと、自分たちはまだ自転車に乗れるし、またほかの農地の買取りなどがあれば、区民農園への転用をぜひ考えてほしいとも言っていました。

今後、岸本区政の下で、ゼロカーボンシティ宣言の実現やみどりと潤いのあるまちづくりに向け、生産緑地地区が減少することについては一層危機感を強め、緑地保全の取組を続けていただくよう要望し、意見といたします。



会長職務代理  
委員

それでは、そのほかにご意見が……。委員、どうぞ。

私も意見、要望だけ申し上げたいと思います。

生産緑地の話は、どうしても所有者の状況がどうなっているか、あるいは相続の発生という事態に対して、相続を受ける方がどう判断するかというところによってしまうのが現実であって、これまでこういった手続きとしてはルーティンのような形で、相続を受ける方に対してお話をしつつ、さらに農協のほうに話をしたり、あるいは関連部署の買取り意向を確認する。それで、結局、ない、ないということになっていくということが、ある面でこれもルーティンのように繰り返されてきたのがこの生産緑地の現実ではないかなと思うんですね。

ただ、農地の重要性というのは、国においても、この生産緑地制度が作られた当時よりもはるかにその重要性の認識は高まっていて、制度的にもいろいろな形で、なかなか容易ではないけれども、こういった制度もありますというような形で、より強力かつ広範な取組を求めているのが実態ではないかと思うんです。

今、委員のお話がありましたけれども、新しい区長になって、脱炭素を目指すまちづくりを政策の根幹に据えてやっていくということであれば、農地の保全に対する取組について、従来の前例踏襲の施策の取組ではやっぱり合わないのではないかなと私は思います。ですから、今後の生産緑地の話については、新区長としても従来とは違ったものを打ち出す責務があるんじゃないかと私は思いますし、それを支える職員の皆さんも今までの経験は経験として踏まえつつも、それを何とか突破するような意気込みを持ってぜひ取り組んで、農地は行く行くゼロになっても仕方がないんだというあきらめの感覚でやるのではなくて、何としても残すんだぞという意気込みを持ってやっていただきたい。

今回の議案についてはもうここまで進んでいますから、これはこれで仕方ないと思いますけれども、今後の取り組み方としてはそういう気概を持って、ぜひ取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

都市整備部長

意見、ありがとうございます。この間、今、委員のほうからご案内がありましたように、もともと生産緑地制度につきましては、公共用地の種地ということで制度がスタートしてまいりまして、たしか平成 28 年度ぐらいだったと思いますけれども、法律が改正になって、今、都市に残すべきものという位置づけになってきております。そういった中では、この間も成田の農業公園ですと

か、あとは農福連携とかありましたけれども、そういった形で区もできる限りのところは確保してまいったということはこの間やっております。

ただ、一方にありますように、やはりどうしても全部が全部買取れるわけではないので、そこら辺のところはなかなか難しい面はあるんですけども、今後につきましても引き続き適地といいますか、農業者の方によく話をしながら、区のほうで買取れるものについては極力買取ってまいりたいと思っておりますし、引き続き農業というところでは、今委託も含めて大分制度も充実してまいりましたので、そういった形で農業が引き続き続けられるようなことについても区としても取り組んでまいりたいと思っております。

会長職務代理 よろしいですか。

それでは、そのほかにご意見……。委員、どうぞ。

委員 先ほどの買取りの件なんですけれども、今、高井戸西については買取れなかったという話なんですけれども、何のために買取るのか。今出たように、生産緑地を残すために買取ろうとしているのか、それとも施設、例えば保育園とか、区の施設を建てるために買取ることをしようとしているのか、その辺はケースによって違うということなんですか。

都市整備部長 この間、東京都も含めて各課に照会させていただいているのは、やはり公共用地としても引き続き使えることには変わりがないので、例えば保育需要のときには保育ということもありますし、高齢者施設といったこともございます。一方で、やはりみどりとして残したいというものもありますので、その辺は形状とか、接道だとか、そういったいろんな要件を見ながら、こういった形のものがいいかというところを区としても考えながら交渉をさせていただいているところでございます。

委員 話の議論がずっとみどりを残すということに終始しているようだったので、当然、そういう施設用地も買取っていると思ったものですから、その辺をちょっと明確にしたかったものでございます。

会長職務代理 分かりました。両方やっておりますね。

じゃ、そのほかご意見はありますか。

ご意見がなければ、審議を終了したいと思います。

議案1の「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、この審議事項について原案どおり承認するということで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長職務代理 それでは、この審議事項については、区に異議なしということで答申することといたします。

次の意見聴取事項について説明をお願いいたします。

みどり施策担当課長 引き続き私から、特定生産緑地の指定についてご説明をいたします。

本案件の位置づけですが、生産緑地法第10条の2第3項に、特定生産緑地を指定しようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないという規定がございます。本日はこちらに基づいてご意見を伺うものです。

それでは、ご説明の前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

表紙、「意見聴取1 特定生産緑地の指定について」、鏡文の次に資料1として、A3を折り込んだ「特定生産緑地指定(案)全体位置図」、次に資料2、「特定生産緑地(杉並区)の指定(案)」の資料一式、こちらは、一番上にA4片面印刷の指定箇所一覧が1枚、A3を折り込んだ指定図が1/4から4/4まで、白黒の両面印刷で2枚となっております。

資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、特定生産緑地の指定についてご説明いたします。ただいまご審議いただきました案件は、都市計画法に基づく地域地区の1つとして生産緑地地区を削除するものでございましたが、本案件は既に生産緑地地区に指定されている農地を土地所有者の同意の下、特定生産緑地に指定するものでございます。

それでは、鏡文をご覧ください。1、「特定生産緑地制度の概要」でございます。

生産緑地法は平成3年に大きく内容が改正され、平成5年指定の生産緑地は令和5年に指定から30年を迎えることとなります。指定から30年が経過した生産緑地、すなわち申出基準日を超えた生産緑地は理由がなくてもいつでも買取り申出ができ、税の優遇も段階的になくなることから、農地の保全上不安定な状態に置かれることになり、生産緑地の急激な減少の可能性が懸念されておりました。

このような中、平成29年に生産緑地法の一部が改正され、新たに創設されたのが特定生産緑地制度でございます。特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定告示から30年を迎える前、すなわち申出基準日を迎える前に買取り申出ができる期限を10年延期するものでございます。さらに、特定生産緑地の指定から10年経過する前であれば、繰り返し10年期限を延長することができるものとなっ

ており、豊かで潤いのある生活環境の保全創出につながる制度でございます。

また、特定生産緑地の指定を受けることで、所有者には営農の義務、建築行為に関わる規制が引き続き課せられる一方、農地課税が継続されることや、新たな相続が発生した際に、相続税の納税猶予制度の適用を受けることが可能となるという優遇もあり、これまでの生産緑地制度と同様の取り扱いとなっております。

次に、2、「これまでの主な経緯」でございます。区としては、令和元年7月には、令和5年で指定から30年を経過する生産緑地の所有者に対して、その旨を記した申出基準日到来の通知を発送してございます。これらの生産緑地地区については、本年4月14日付で農業委員会に対して農地の管理状況について意見照会を行い、農地利用状況の調査後、5月25日付で適正に管理がなされている旨の回答を頂いております。

次に、3、「生産緑地地区の指定状況」についてですが、こちらは資料1も併せてご覧ください。

先ほどご審議いただいた削除後の数値についてはまだ告示を行っていないため、現在の区全体の生産緑地地区は昨年度告示時点の数値となり、124件約31.33ヘクタールとなっております。そのうち、平成5年に指定から30年を経過する生産緑地地区は6件、約0.49ヘクタールとなっております。このうち所有者の同意があった生産緑地地区5件、約0.46ヘクタールについて特定生産緑地に指定するものでございます。

資料1で、区全体の生産緑地地区の位置及び既に指定された特定生産緑地地区、そして、今回指定予定の生産緑地地区についての位置関係を示しておりますので、ご確認ください。

次に、資料2をご覧ください。資料2には、本日ご意見を伺う特定生産緑地の指定（案）の詳細を記しております。

右から3列目に申出基準日とあります。これが先ほど説明した、当初指定された日から30年を経過する日でございます。

次に、左から4列目に生産緑地地区の面積、その2列右横に今回指定予定の特定生産緑地の面積を記載しています。左から5列目、既に指定されている区域は、昨年度までに指定を行った面積を示しています。

それでは、鏡文にお戻りください。

最後に、4、「今後の予定」でございます。本日の都市計画審議会における意

見を踏まえ、11月中旬に特定生産緑地の指定について告示をする予定でございます。また、土地所有者に対しては、特定生産緑地指定通知によりお知らせをいたします。

今後も引き続き関係機関と連携を図り、生産緑地地区の指定年に従って、順次、特定生産緑地の手続きを進め、本審議会にご意見を伺いたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

会長職務代理

分かりました。どうもありがとうございました。

ただいま説明された内容について、質問やご意見がありましたらお願いいたします。

こちら先ほどと同じく、質問、意見は案件に関する範囲でお願いいたします。

どうぞ挙手をお願いいたします。

委員

それでは、資料2にある番号で言うと、22-Vですね。こちらについてだけ少しお尋ねしたいと思います。

昨日も現地はちょっと確認してきたんですけども、先ほどご説明の中で農業委員会の意見照会だとか、農地利用状況調査、全体的なことはお話があったと思うんですが、こちらの22-Vのところについて、もしもう少し詳しく何か調査のときの状況だとか、農業委員会の意見照会が出された意見とかがあればお願いできますでしょうか。

産業振興センター事業担当課長

ただいまお話いただきました22-Vのところですけども、肥培管理の面で十分になされていないものの、昨年の状況調査の際と比較しますと、畑ですとか、竹林の改善が図られておりまして、今後も農業委員会の委員のほうの指導の下、改善の意向は確認できておりまして、それで農業委員会としても承認をさせていただいたというような内容になってございます。

委員

この特定生産緑地に改めて指定をとるところもそうですし、そこを含めた一角に関しては、ちょっと生活環境の面からは率直に言って課題もあると思っております。樹木の越境、かなりはみ出している部分だとか、ブロック塀だとか、いろいろあると思うんですけども、その辺についての区のほうの課題認識を確認したいんですが、いかがでしょうか。

みどり施策担当課長

当該地については以前から北側が通学路に指定されている中で、道路側に大きな枝が出ている、木の管理状況が不十分である、あるいは塀の管理状況が不十分であるという要望を北側、西側について地元からも何回も頂いてござい

まして、区のほうでもこれまでも何回も指導してお願いをしてきているんですが、なかなか改善が見られてきていない状況でございます。ただ、引き続き粘り強く関係部署と連携して対応していきたいと考えてございます。

委員

今回の改めて特定生産緑地として指定するところも、西側はそういった面も正直関わってくると思うので、意見聴取の機会なので改めて確認をさせていただいたんですけれども、課題が複数にわたって、部署もいろいろなところにもまたがると思いますので、今後も引き続き部署間での連携を図って、可能な対応は引き続き図っていただければと思います。以上、意見で終わります。

会長職務代理

それでは、委員。どうぞ。

委員

私は質問ではなくて意見なんですけれども、区は毎回、特定生産緑地の指定に向けて努力して、意向の確認なんかを行っているとのことですが、新たな申出と指定があったこと、歓迎したいと思います。

この制度の周知も4年目ということで大分進んできて、ただ、先ほど委員からもお話がありましたけれども、制度だけでは解決できない問題というものもあって、国レベルで営農ですとか、都市農業に関する制度を改善していくために、区としても国に要望していく必要があると考えています。今後もこの制度を活用して、特定生産緑地地区の継続追加をしていただくための努力を求めて、意見といたします。

会長職務代理

意見だけでよろしいですか。

それでは、そのほかにご意見がありますでしょうか。

ございませんようでございますので、これで審議終了ということにさせていただきます。

それでは、この審議事項については、区には異議なしということで答申することといたしますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長職務代理

それでは、本日の議題は以上ですが、10月17日までに受け付けておりました杉並区まちづくり基本方針骨子(案)の意見募集につきまして、事務局から意見募集の状況報告を頂きたいと思いますが、よろしゅうございますか。

都市企画担当課長

まちづくり基本方針の改定作業を進めるに当たりまして、10月1日から17日にかけてまちづくり基本方針骨子(案)の意見募集を行っておりました。都市計画審議会委員の皆様におかれましてもご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

募集期間中には全部で 549 件の回答が寄せられまして、現在はそれらの意見の取りまとめを行っているところでございます。今後は頂いたご意見等も踏まえ、方針（案）の作成をまいります。方針（案）を取りまとめた際には本審議会にご報告させていただき予定としておりますので、その際はよろしくお願いたします。

なお、まちづくり基本方針骨子（案）の意見募集期間としましては終了しておりますが、区ではまちづくり基本方針改定の参考とするため、今後も継続してご意見を受け付けてまいりたいと考えております。私からの説明は以上です。

会長職務代理 ただいま事務局からの報告でございますが、当審議会として各委員から意見を提出いただいているところでございますが、そのほかご意見がありましたら伺いしますが、何かございますでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 すみません。今の報告事項というのは、次第とかには載っているんですか。

会長職務代理 議事次第ではなくて、前回の継続として、いろいろご意見を頂いているので、皆さんに区のほうから報告いただいて、ちょっとご意見をということでございます。

委員 そうしましたら、前回からの継続ということですので、そんなに大きい内容ではないとは思いますが、次第に載せていただいたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

管理課長 今回の議案は先ほどの2問という形で考えておまして、今、会長代理のほうから、10月17日にやっているの、その件について何か意見を聞いてもいいですかという問い合わせがあって、異議がなければ答えるという形で、今回の報告案件として事務局として報告したいということで挙げているものではございません。

会長職務代理 初めてのこといろいろありましたので、皆さんからもいろいろ意見があったので、ちょっと皆さんに聞いてもよろしいですかということでやっております。

委員 分かりました。じゃ、今の報告は事務局からの連絡とかじゃなくて、新たにほかの方の意見があったので、この場で報告をするよということで決めたということよろしいですかね。

会長職務代理 はい。

管理課長 都市計画の意見を10月17日までやっていますと。そうした中で、どんな意

見があったかちょっと聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうかという案が先ほど会長代理のほうからあったということでございます。それは要らないよということであれば、多分何もないんですけれども、報告したほうがいいんじゃないかというようなことだったと理解しましたので、担当課長が今の経緯をお話しさせていただいたところでございます。

議事にあれば、最初から報告案件にあれば、当然、報告案件として載せております。今回は報告案件にありませんので、もともとあったものではなくて、17日までに行っていたことについて、情報提供として聞きたいけれども、いかがでしょうかという提案に対して、恐らく皆さんが同意されたものということでご報告させていただいたところでございます。

会長職務代理 じゃ、皆さん、ご意見を改めて申し上げたいという方はいらっしゃらないですね。

委員 せっかくの機会なので。さっき始まる前にちらっと課長さんのほうから話は聞いたんですが、これをいつまとめるかというスケジュールをもう決めておられて、それはホームページを見ると出ているやに先ほどご説明を頂いたんですが、この席で方針（案）がいつ頃取りまとめられて、その後、どんな手続きを経て最終的に、年度内というふうにさっき議事に入る前に事前にお聞きしたように記憶しているんですが、最終的に策定する時期をいつというふうに目標を置かれているか、これをこの場でちょっと教えていただけますか。

都市企画担当課長 今後の進め方というところでございますが、現在、頂いたご意見を取りまとめている最中でございまして、それらを参考にしながら、12月を目途に方針（案）の策定に取りかかっていたいと考えてございます。

方針（案）が策定できましたら、12月中に、都市計画審議会の場でご報告させていただきたいと思っております。

また、今回、意見募集という形で10月1日から17日の間で行っておりますが、引き続き広くご意見を伺っていきたくと考えてございまして、通常、パブリックコメントは30日のところを、それよりも長く、今考えているのは12月の中旬から1月いっぱい、1か月半の期間を使いましてパブリックコメントを実施したいと考えているところでございます。

最終的にはまたパブリックコメント等で頂いたご意見も見ながら、3月を目途に方針を策定してまいりたいと考えてございまして、その際にはまた改めて本審議会のほうに諮問させていただき運びになろうかと考えてございます。



- 会長職務代理      ありがとうございました。よろしいですか。  
それでは、いろいろご意見等ございましたけれども、生産緑地についてもいろいろご意見を頂きましたので、引き続き保全に尽力していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
それでは最後に、事務局から連絡事項がありますよね。よろしくお願ひします。
- 管理課長            本日も貴重なご意見、ありがとうございました。  
最後に、次回の都市計画審議会の予定についてご報告させていただきます。  
令和4年12月26日（月曜日）、午前10時から開催を予定しております。お忙しいところと思いますが、よろしくお願ひいたします。
- 会長職務代理      それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これで第201回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。皆様、お忙しいところありがとうございました。

— 了 —

(午後3時39分 閉会)